

令和7年度災害廃棄物対策東北ブロック協議会 セミナー

災害廃棄物対応における自治体と 民間事業者との連携について

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団
研究参与 高田 光康

本日の内容

- 1 処理能力を超える廃棄物への対応方法
- 2 民間活用の場合の留意事項
- 3 自治体の行うべき事務など
- 4 多様な民間活用の場面

自然災害による災害廃棄物の発生

- ・災害廃棄物は一般廃棄物
→ 処理責任は市町村に



- ・一時に大量に発生する災害廃棄物
→ 平常時的一般廃棄物処理体制・施設では処理不可能
 - ・量的側面（収集運搬・処理能力をオーバー）
大量の粗大物(被災家財) 仮設トイレのし尿など
 - ・質的側面（通常の一般廃棄物処理施設で処理不可能）
処理困難物(農薬 漁網 消火器など)
通常時には建設系産業廃棄物となるべき解体家屋

- ・事務的側面
処理戦略検討、支援調整、契約事務、補助金申請など
→ 平常時の体制では不可能



1 処理能力を超える廃棄物への対応方法

収集・運搬の能力を超える場合 (誰が運ぶ?)

- ① 仮置場・処理施設への住民(排出者)による直接搬入
→ 受け入れ態勢が重要
- ② 他自治体による支援
　　自治体間の相互支援協定、全国都市清掃会議等の調整による支援
- ③ 民間事業者との連携
　　協定に基づき民間業者(団体)へ支援を求める
- ④ 自衛隊による支援
(環境省防衛省間の連携マニュアル)

→ 受援内容を明確化する必要性
 - ・必要な作業内容、車数、車種、期間など
 - ・複数団体から支援を受ける場合の内容調整
 - ・収集エリア、何をどこへ運ぶか
 - ・②③はし尿についても適用可

処理の能力を超える場合 (どこで処理する?)

① 仮設処理施設の設置:

自治体自らが仮設処理施設を設置して処理を行う

② 広域処理:

都道府県等の調整により近隣自治体等の
処理施設の余力を活用し処理を行う

③ 民間事業者の活用:

民間処理業者へ処理を委託する
(協力者は協定締結先だけとは限らない)

④ 事務委託 (特別な場合)

オーバーフロー一分の処理戦略

方法	事例	利点	制約条件等
仮設処理施設	<ul style="list-style-type: none">・焼却炉設置は阪神淡路、東日本大震災の2例・破碎・選別は広島土砂災害、熊本地震など	<ul style="list-style-type: none">・自区内処理の達成 <p>分別ルール・炉形式等様々</p>	<ul style="list-style-type: none">・施設の設計、発注、生活環境アセス等に技術力と期間が必要・法9条3の3に基づく条例が定められていると迅速・用地の選定・確保が必要
広域処理	<ul style="list-style-type: none">・阪神淡路、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨(岡山)、能登半島地震など	<ul style="list-style-type: none">・施設の被災による生活ごみ等の処理には好適 <p>公共関与施設は設置時の制約も</p>	<ul style="list-style-type: none">・協力先の受入条件に適合する必要性・自治体間協議・通知が必要
民間活用	<ul style="list-style-type: none">・紀伊半島豪雨、関東東北豪雨、熊本地震、糸魚川大火など	<ul style="list-style-type: none">・リサイクル率向上の期待・災害廃棄物の取扱に熟練した業者は迅速性が高い	後述 <p>小規模自治体は民業情報が不足</p>



2 民間活用の場合の留意事項

留意の必要な事項

①法令適合性

処理基準の遵守

再委託の禁止(特例有)(施行令第4条第3号、施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号)

事後届による産廃施設の利用(第15条の2の5第2項) など

②選定手続き

協定に基づく緊急随契の利用

緊急を要する理由と期間の明確化

③価格の妥当性

三者見積(可能な限り随契時も)

平常時処理費用との比較

④処理能力と技術的信頼性

実績 処理可能量 リサイクル可能性

プロポーザル方式の採用(大規模な選別処理等) など

県や環境省と
相談、確認

環境安全性、
迅速性、経済
性のバランス

専門性の高い
D.Waste-netメンバ
ーからの助言

災害廃棄物処理の民間委託先と特色

委 託 先	特 色	留 意 点
A 地元の産業廃棄物処理事業者またはその連合体	<ul style="list-style-type: none">・協定をもとに契約しやすい・仮置場管理運営も可能・地元での処理と雇用が基本・地域事情に精通	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物取扱経験の有無・品目による得手・不得手
B 過去に災害廃棄物処理実績のある事業者(地域外)	<ul style="list-style-type: none">・実績による経験値が高い・量・スピードへの対応力	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物移送先自治体との調整・協議・地元調整
C 総合建設業(ゼネコン)またはゼネコン主体のJV	<ul style="list-style-type: none">・調達力と総合管理力・広い委託可能範囲 (仮置場管理運営、破碎選別、解体、原状復旧など)	<ul style="list-style-type: none">・再委託の制限・地元事業者との関係

注) 上記A,B,Cのうち2者あるいは3者が相互に連携した受注例もある
場合によっては一般廃棄物処理業者への配慮も必要に

事例(TYPE A)

- ・ 東日本大震災 福島県いわき市災害廃棄物処理事業
- ・ 熊本地震 熊本県事務委託分(益城町二次仮置場)
- ・ 西日本豪雨 岡山県事務委託分(水島二次仮置場) など

事例(TYPE B)

- ・ 関東東北豪雨 茨城県常総市災害廃棄物処理事業
- ・ 熊本地震 熊本市戸島仮置場(初期)
- ・ 西日本豪雨 岡山県高梁市、広島県三原市 など

事例(TYPE C)

- ・ 東日本大震災 宮城県事務委託分(県内6ブロック)
- ・ H26広島土砂災害 広島市災害廃棄物処理事業
- ・ 熊本地震 熊本市災害廃棄物処理事業(中期後期)
- ・ 西日本豪雨 広島県事務委託分(坂町北新地仮置場) など



3 自治体の行うべき事務など

協定発動の準備など（平常時）

- ・災害時協定の内容確認
 - 発動要件、対象範囲、費用負担 など
- ・協定締結先と相互に窓口を明確化
 - 緊急連絡先、担当者、連絡方法 など
- ・定期的に協議を実施(できれば)
 - 課題認識の共有、対応方法について意見交換 など
- ・追加で協定締結すべき相手先の検討
- ・協定先と共同での訓練実施
 - 例：仮置場運営リハーサル（愛知県内ほか）

民間活用と並行して自治体が行うべき業務 (発災時)

① 処理責任を有する立場として

- ・適正な手続、法令順守
- ・自治体間協議とそれに基づく通知
- ・適正処理が実施されていることの確認調査

災害廃棄物には
マニフェスト制度
の適用がない

② 補助金申請と査定対応 など

- ・補助金を受けるための「災害報告書」の作成
- ・国の査定への対応
- ・財源の確保(財調、災害対策債など)

③ 地元調整

- ・住民理解のための説明責任
(地域、議会、苦情対応など)

丸投げでは
済まない！



4 多様な民間活用の場面

その他の民間活用の事例

★処理困難な品目の個別処理・リサイクル

廃油、廃タイヤ、石膏ボード、太陽光パネル など
廃自動車対応

★廃棄物を直接扱わない場面でも<委託として>

- ・災害廃棄物処理実行計画の策定(廃棄物コンサル)
- ・公費解体にかかる手続き事務(補償コンサル)

<協力要請として>

- ・マスメディアへの情報発信依頼
- ・業界団体への知見・情報提供依頼

など

おわりに

- ・自治体が処理能力を超える災害廃棄物の処理に直面した場合、**民間事業者**と連携し、その能力を活用することは有力な選択肢のひとつ
- ・処理委託先の選定にあたっては、**適正な手続き**によることのほか、**請負先の処理能力や技術力を十分に把握**しておくことが必要
- ・災害廃棄物の処理責任は自治体にあることから、処理実務を民間委託する場合も自治体は**法令順守、適正処理の確保について常に留意**する必要がある
- ・災害廃棄物処理計画策定時には、オーバーフロー一分の処理戦略として**民間活用を意識した検討**が必要
- ・平常時から協定締結先団体と顔の見える関係を構築するとともに、**発災時の連携手順を相互に確認しておく**ことが重要